

国立大学法人東京医科歯科大学非常勤職員の給与に関する細則

（平成16年4月1日
制 定）

（趣旨）

第1条 この細則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則（平成16年規則第36号。以下「職員給与規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、非常勤職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（非常勤職員の定義）

第2条 この細則において非常勤職員とは、次に掲げる規定に定める職員をいう。

- (1) 国立大学法人東京医科歯科大学日々雇用職員の就業に関する規則（平成16年規則第51号。「日々雇用就業規則」という。）第1条
- (2) 国立大学法人東京医科歯科大学パートタイム職員の就業に関する規則（平成16年規則第52号。以下「パートタイム就業規則」という。）第1条
- (3) 国立大学法人東京医科歯科大学短期雇用職員の就業に関する規則（平成20年規則第28号。以下「短期雇用就業規則」という。）第1条

2 この細則において、その者を常勤職員として採用した場合に受けることとなる本給月額、本給の調整額（以下、「本給月額等」という。）及び調整手当の額を算出する場合は、平成27年4月1日における本給表を用いるものとする。

第3条 削除

第4条 削除

（医員、レジデント、臨床研修医及び研究専攻医の日給額）

第5条 医員、レジデント、臨床研修医及び研究専攻医の労働1日当たりの給与（以下「日給」という。）は、以下のとおりとする。

1) 医員 医師免許証又は歯科医師免許証取得後の年数に応じ、次の表のとおりとする

歯科医師免許		医師免許	
歯科医師免許取得後年数	日給額（単位：円）	医師免許取得後年数	日給額（単位：円）
2年目	11,104	—	—
3年目	11,770	3年目	11,770
4年目	12,429	4年目	12,429
5年目	13,037	5年目	13,037
6年目	13,658	6年目	13,658
7年目	14,131	7年目	14,131
8年目	14,534	8年目	14,534
9年目以上	14,944	9年目以上	14,944

※表中の年数の算定については、医師免許証又は歯科医師免許証を取得した年を1年目とし、その年の4月1日から起算する。

2) レジデント（医師免許証を有するレジデントとして採用された者に限る。）

11,402円

3) レジデント（歯科医師免許証を有するレジデントとして採用された者に限る。）

10,757円

4) 臨床研修医 9,238円

5) 研究専攻医 10,757円

2 削除

3 削除

4 削除

（日々雇用職員の日給額）

第6条 日々雇い入れられる非常勤職員（以下「日々雇用職員」という。）（医員、レジデント、臨床研修医及び研究専攻医は除く。）の日給は、その者を常勤の職員として採用した場合に受けることとなる本給月額、本給の調整額等及び調整手当の額を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額をもって日給とする。

$$\begin{aligned} & (\text{本給月額等} + \text{調整手当}) \times 12 \quad \times (\text{定められた1日の労働時間数}) \\ & \quad 52 \times 38.75 \\ & = \text{日給額 (円未満切り捨て)} \end{aligned}$$

2 前項にかかわらず、以下の者の日給については、以下の通りの取扱いにより日給とする。

1) 国立大学法人東京医科歯科大学非常勤職員の任用等に関する要領（平成16年4月1日制定）第6の表に掲げる非常勤看護補助者、非常勤歯科補助者である者

ア) その者の採用日における同種業務の経験年数の区分により、以下の額を日給とする。

日給	
同種業務経験年数	単価
0年～2年未満	8,700円
2年～4年未満	9,000円
4年～6年未満	9,300円
6年～8年未満	9,700円
8年～10年未満	10,100円
10年以上	10,900円

イ) 前記（ア）にかかわらず、非常勤看護補助者、非常勤歯科補助者である者のうち、学長が特に認めた場合は13,500円を超えない範囲内の額を日給とすることができる。

2) 非常勤職員任用等要領第6の表に掲げる技能補佐員である者

ア) その者の採用日における高校卒業後の年数の区分により、以下の額を日給とする。

日給	
高校卒業後年数	単価
0年～4年未満	8,700円

4年～8年未満	9,000円
8年～12年未満	10,000円
12年～16年未満	10,700円
16年～20年未満	11,300円
20年以上	12,000円

3) 非常勤職員任用等要領第6の表に掲げる名称（学医、医員、レジデント、臨床研修医、研究専攻医及びこの項に掲げるものを除く。）である者のうち、常勤職員として採用した場合に医療職員本給表（一）の適用を受けることとなる者

ア) その者を1級、2級又は3級の常勤職員として採用した場合に受けることとなる号給相当額を基礎として、前項の算式により算出した額の範囲内をもって日給とする。

イ) その者の採用日における経験年数が国立大学法人東京医科歯科大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（平成16年4月1日制定）（以下「初任給等細則」という。）別表第2の（5）医療職員本給表（一）級別資格基準表による2級の必要経験年数に達している者については、2級相当に格付できるものとし、初任給等細則第13条及び国立大学法人東京医科歯科大学において医療職員本給表（一）の適用を受ける薬剤師等の初任給等の決定基準（平成16年4月1日制定）の規定を準用して算出した額をもって日給とする。

ウ) 前記（イ）にかかわらず薬剤師に採用される者については、その者の採用日における経験年数が初任給等細則別表第2の（5）医療職員本給表（一）級別資格基準表による3級の必要経験年数に達している場合には、3級相当に格付できるものとし、日給は前記（イ）を準用するものとする。

4) 常勤職員として採用した場合に医療職員本給表（二）の適用を受けることとなる者

その者を常勤職員として採用した場合に受けることとなる号給相当額を基礎として、前項の算式により算出した額の範囲内の額をもって日給とする。ただし、定年退職後に非常勤看護師として雇用される者の日給の算出の基礎となる号給は、2級65号給を超えることはできないものとする。

（業務補佐員の日給額）

第6条の2 業務補佐員の日給は、その者が有する知識、経験、技能等を勘案して、その者に適用される本給表ごとに次に掲げる範囲の号給相当額を基礎として算出した額をもって日給とする。

一般職員本給表（一）：1級41号給まで

一般職員本給表（二）：1級57号給まで

（パートタイム職員の時間給額）

第7条 1週間当たりの労働時間が35時間以内で労働する非常勤職員（以下「パートタイム職員」という。）の時間給は、その者を常勤の職員として採用した場合に受けることとなる本給月額等及び調整手当の額を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額をもって時間給とする。

$$(\text{本給月額等} + \text{調整手当}) \times 12 = \text{時間給 (円未満切り捨て)}$$

$$52 \times 38.75$$

2 前項にかかわらず、以下の者の時間給については、以下の通りの取扱いにより時間給とする。

1) 国立大学法人東京医科歯科大学非常勤職員の任用等に関する要領（平成16年4月1日制定）第6の表に掲げる非常勤看護補助者、非常勤歯科補助者である者

ア) その者の採用日における同種業務の経験年数の区分により、以下の額を時間給とする。

時間給	
同種業務経験年数	単価
0年～2年未満	1, 120円
2年～4年未満	1, 150円
4年～6年未満	1, 200円
6年～8年未満	1, 250円
8年～10年未満	1, 300円
10年以上	1, 400円

イ) 前記(ア)にかかわらず、非常勤看護補助者、非常勤歯科補助者である者のうち、学長が特に認めた場合は1, 800円を超えない範囲内の額を時間給とすることができる。

2) 非常勤職員任用等要領第6の表に掲げる技能補佐員である者

ア) その者の採用日における高校卒業後の年数の区分により、以下の額を時間給とする。

時間給	
高校卒業後年数	単価
0年～4年未満	1, 120円
4年～8年未満	1, 160円
8年～12年未満	1, 290円
12年～16年未満	1, 380円
16年～20年未満	1, 450円
20年以上	1, 540円

3) 非常勤職員任用等要領第6の表に掲げる名称（学医、医員、レジデント、臨床研修医、研究専攻医及びこの項に掲げるものを除く。）である者のうち、常勤職員として採用した場合に医療職員本給表（一）または医療職員本給表（二）の適用を受けることとなる者

前条第2項第2号及び第3号の例により決定する号給相当額を基礎として、前項の算式により算出した額をもって時間給とする。

4) 次の表左欄に定めるパートタイム職員の時間給は、表中欄に定める職務内容ごとに、表右欄に定めるとおりとする。ただし、職務内容ア、イ、カ、及びキのパートタイム職員の時間給については、予算、当該人材の経歴及び同業務を行う職員との均衡等を総合的に勘案するものとする。

名称	職務内容	時間給
(1) 事務補佐員	ア 一般事務の補佐	時給1, 200円、1, 300円又は1400円
(2) 特定業務職員	イ 病院の病棟における患者の入退院等の事務及び医療従事者の事	時給1, 400円又は1, 500円

	務作業補助等の業務	
	ウ フィットネスルームにおける利用者への器具の使用方法の説明や各種プログラムの指導等の業務	時給 1, 800円
	エ 病院における院内暴力の防止、職員の安全確保、教職員からの相談やアドバイス及び防犯講習に関する業務	時給 1, 572円
	オ 上記イからエに定めるもののほか、高度な専門性を要する業務	学長が必要と認める時間給（時給 1, 400円以上とする）
	カ 病院における医師事務作業補助業務	時給 1, 300円（100円ずつ増額し、1, 900円を超えない範囲内の額を時間給とすることができる。）
(3) 技術補佐員	キ 技術に関する職務の補佐	時給 1, 300円、1, 400円又は1, 500円
(4) ティーチング・アシスタント	ク 本学大学院生による、学部学生、修士課程学生等に対する実験、実習、演習等の教育補助業務	時給 1, 454円
(5) リサーチ・アシスタント、研究補助員	ケ 本学大学院生による、本学が行う研究プロジェクト等の研究補助業務	時給 1, 515円
(6) クリニカル・アシスタント	コ 本学大学院生が、病院において教育的配慮の下に行う診療業務	時給 1, 515円
(7) ヘルスケア・アシスタント	サ 本学大学院生が、病院において教育的配慮の下に行う臨床業務	時給 1, 267円
(8) 学校医	シ 学校保健法に規定する学校医の職務に従事する職員	時給 4, 300円
(9) 臨時用務員	ス 労務作業に従事	時給 1, 120円

（短期雇用職員の時間給額）

第7条の2 短期雇用職員の時間給は、1, 120円とする。

（業務補佐員の時間給額）

第7条の3 業務補佐員の時間給は、その者が有する知識、経験、技能等を勘案して、そ

の者に適用される本給表ごとに次に掲げる範囲の号給相当額を基礎として算出した額をもって時間給とする。

一般職員本給表（一）：1級41号給まで

一般職員本給表（二）：1級57号給まで

（給与の減額）

第8条 非常勤職員の定められた労働時間内において労働しないとき（その労働時間数が有給の休暇として承認された場合を除く。）は、次の算式により計算した額を日給から減じて支給する。この場合において、1時間未満の端数が生じた場合は、常勤の職員の例により計算するものとする。

$$\begin{aligned} & \text{日給} \times \text{定められた1日の労働時間数のうち} \\ & \text{定められた1日の労働時間数} \quad \text{労働しない時間数} \\ = & \text{日給から減じる額（円未満四捨五入）} \end{aligned}$$

（日給及び時間給の特例）

第9条 予算又はその他の都合により、第6条及び第7条による「常勤の職員として採用した場合に受けることとなる本給月額等及び調整手当の額を基礎として算出した額の範囲内の額」を日給及び時間給とすることができない場合は、号給相当額を下回る金額をもって日給又は時間給とすることができる。

（時間外労働手当に相当する給与）

第10条 特別な事由により、非常勤職員に定められた労働時間を超えて労働させた場合には、次の事項に留意のうえ、常勤職員の時間外労働手当に準じて、時間外労働手当に相当する給与を支給する。

(1) 常勤職員の所定の労働時間に相当する時間内における時間外労働については、時間給と同額を基礎として算出した額

(2) 日々雇用職員の1時間当たりの給与は、日給の額を定められた1日の労働時間数で除した額を基礎として算出した額

(3) 日々雇用就業規則第8条に規定する休日に常勤職員と同様に労働することを命じた場合には、労働1時間につき、前号による額の100分の135（その労働が午後10時から翌日の午前5時までの場合は100分の160）の割合の給与を支給する。

(4) パートタイム就業規則第8条又は短期雇用就業規則第9条に規定する休日に労働することを命じた場合には、労働1時間につき、次に掲げる給与を支給する。

ア 法定休日（労働基準法第35条の休日をいう。イにおいて同じ。）にあっては、時間給と同額を基礎として算出した額の100分の135（その労働が午後10時から翌日の午前5時までの場合は100分の160）の割合の給与

イ 法定休日以外の休日において、時間給と同額を基礎として算出した額の100分の125（その労働が午後10時から翌日の午前5時までの場合は100分の150）の割合の給与

2 非常勤職員を午後10時から翌日の午前5時までの間に労働させた場合には、その間に労働した全時間数について、常勤職員に準じ、夜勤手当に相当する給与を支給する。

3 本条及び次条から第16条の規定にかかわらず、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、クリニカル・アシスタント、ヘルスケア・アシスタント及び研究補助員については、時間給以外の給与は原則として支給しない。

(通勤手当相当給与)

第11条 1月以上の任期を定めて任用される非常勤職員(学校医、臨床研修医、短期雇用職員及び特定業務職員のうち、第7条第2項表中のイ、ウ及びエの業務にあたる者を除く。)のうち、交通機関等により通勤することを常例とする者については、原則として、常勤職員に準じ、通勤手当に相当する給与を支給できるものとする。

(住居手当相当給与)

第12条 日々雇用職員(医員、レジデント、臨床研修医及び研究専攻医は除く。)については、原則として、常勤職員に準じ、住居手当に相当する給与を支給できるものとする。

(死体処理手当、放射線取扱手当及び診療・夜間看護等手当相当給与)

第13条 非常勤職員のうち、職員給与規則第19条から第21条に規定する作業に従事した者については、原則として、常勤職員に準じ、死体処理手当、放射線取扱手当及び診療・夜間看護等手当に相当する給与を支給できるものとする。

2 第10条第3項の規定にかかわらず、クリニカル・アシスタントについては、前項に規定する給与を支給できるものとする。ただし、前項により支給する診療・夜間看護等手当に相当する給与については、職員給与規則第21条第1項第1号及び第2号に規定する作業に従事した場合に限り支給するものとし、当該給与の支給額は、職員給与規則第21条第2項の規定にかかわらず、病院のクリニカル・アシスタントについては、国立大学法人東京医科歯科大学クリニカル・アシスタントに関する要領(平成24年制定)(以下「CA要領」という。)別表に定める区分ごとに次表右欄のとおりとする。

所属	区分	支給額
病院	A	15,000円
	B	5,000円
	C	10,000円

(看護師等特別手当相当給与)

第13条の2 非常勤職員のうち、職員給与規則第21条の2に規定する 部署に勤務した者については、原則として、常勤職員に準じ、看護師等 特別手当に相当する給与を支給できるものとする。

2 パートタイム職員に対する前項の給与の月額を、次の算式により算出した額の範囲内の金額とする。

$$\begin{aligned} & \text{職員給与規則第21条の2} \\ & \text{第2項に規定する金額} \quad \times \quad \frac{\text{週あたりの労働時間数}}{38.75} \\ & = \text{相当給与額 (円未満切り捨て)} \end{aligned}$$

(研究特別手当相当給与)

第13条の3 非常勤職員のうち、職員給与規則第21条の4に該当する場合は、常勤職員に準じ、研究特別手当に相当する給与を支給できるものとする。

(危険調整手当相当給与)

第13条の4 非常勤職員のうち、職員給与規則第21条の12に該当する者については、原則

として、常勤職員に準じ、危険調整手当に相当する給与を支給できるものとする。

- 2 パートタイム職員に対する前項の給与の月額、次の算式により算出した額の範囲内の金額とする。

$$\begin{array}{l} \text{職員給与規則第21条の12} \\ \text{第2項に規定する金額} \\ \text{=相当給与額(円未満切り捨て)} \end{array} \times \frac{\text{週あたりの労働時間数}}{38.75}$$

(専門看護師等手当相当給与)

- 第13条の5 非常勤職員のうち、職員給与規則第21条の13に該当する者については、原則として、常勤職員に準じ、専門看護師等手当に相当する給与を支給できるものとする。

- 2 パートタイム職員に対する前項の給与の月額、次の算式により算出した額の範囲内の金額とする。

$$\begin{array}{l} \text{職員給与規則第21条の13} \\ \text{第2項に規定する金額} \\ \text{=相当給与額(円未満切り捨て)} \end{array} \times \frac{\text{週あたりの労働時間数}}{38.75}$$

(準夜勤等麻酔手当相当給与)

- 第13条の6 非常勤職員のうち、職員給与規則第21条の14に該当する場合は、常勤職員に準じ、準夜勤等麻酔手当に相当する給与を支給できるものとする。

(宿日直手当相当給与)

- 第14条 非常勤職員のうち、職員給与規則第28条に規定する当直労働を命ぜられ従事した者については、原則として、常勤職員に準じ、宿日直手当に相当する給与を支給できるものとする。

(勤勉手当相当給与)

- 第15条 日々雇用職員(医員、レジデント、臨床研修医及び研究専攻医を除く。)には、原則として、常勤職員に準じ、勤勉手当に相当する給与を支給できるものとする。

- 2 前項に規定する勤勉手当相当給与については、基準日(6月期にあつては6月1日、12月期にあつては12月1日をいう。)現在にそれぞれ在職するものに限って支給する。

- 3 勤勉手当相当給与の6月期の在職期間割合は、100分の95を上限とする。また、職員給与規則第30条第2項に規定する労働成績に応じて別に定める割合については、下記に定める割合とする。

区分	割合	
	6月	12月
良好者	220/100	230/100
標準者	190/100	200/100
不良者	160/100	170/100

- 4 在職期間の通算については、給与法適用者(これに準ずる独立行政法人若しくは国

立大学法人又は大学共同利用機関法人を含みこれらの機関については、当該職員としての在職期間に本学職員としての在職期間を通算することとしているものに限る。)で常勤の職員又は勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者として在職した期間に限って通算する。

なお、基準日1箇月以内に常勤職員を退職した者の当該在職期間については、これを通算しない。この場合、勤勉手当の在職期間割合は、常勤職員及び日々雇用職員としての在職期間割合を合算した割合がそれぞれ100分の100を超えることはできない。

- 5 勤勉手当にかかる除算期間の取扱いについては、常勤職員と同様に欠勤の事由を問わず当該期間の全てを除算する。
- 6 在職期間の通算又は除算等の計算方法については、常勤職員に準ずる。
- 7 職員給与規則第29条第4項及び第30条第4項の規定による役職段階別加算については、適用しない。
- 8 第9条の規定により日給額を打ち切り支給している日々雇用職員について、勤勉手当の算出の基礎となる本給の月額については、次の算式により求めた額Aとする。

$$a \times \frac{\text{打ち切りの日給額}}{(a + b) \times 12 \times 7.75} = A \text{ (円位未満切捨)}$$
$$38.75 \times 52$$

$$\left(\begin{array}{l} a = \text{打ち切る前の日給の算定の基礎となった本給の月額} \\ b = \text{調整手当の月額} \end{array} \right)$$

- 9 第6条第2項に規定する非常勤看護補助者、非常勤歯科補助者、技能補佐員の勤勉手当基礎額については、次の算式により求めた額Bとする。

$$\text{日給額} \times 21 = B \text{ (円位未満切捨)}$$

(臨床研修手当)

第16条 臨床研修医(歯科医師を除く。)には、労働1日(有給休暇の日を含む。)につき4,000円の臨床研修手当を支給できるものとする。

- 2 給与の計算期間内において支給された臨床研修手当には、同期間内における時間外労働手当に相当する給与(第10条に定めるものをいう。以下、同じ)を含むものとし、当該臨床研修手当の支給をもって、これに相当する額が支給されたものとする。ただし、給与の計算期間内における時間外労働手当に相当する給与の総額が、同期間内における臨床研修手当の総額を超える場合には、その超過した額を時間外労働手当に相当する給与として支給する。

(時間外麻酔手当相当給与)

第16条の2 非常勤職員(研修医、パートタイム職員は除く。)のうち、職員給与規則第21条の5第1項各号に該当する者については、原則として、常勤職員に準じ、時間外麻酔手当に相当する給与を支給できるものとする。

(セカンドオピニオン手当相当給与)

第16条の3 非常勤職員のうち、職員給与規則第21条の8第1項に該当する者につい

ては、原則として、常勤職員に準じ、セカンドオピニオン手当に相当する給与を支給できるものとする。

（健診業務協力手当相当給与）

第16条の4 非常勤職員のうち、職員給与規則第21条の9第1項に該当する者については、原則として、常勤職員に準じ、健診業務協力手当に相当する給与を支給できるものとする。

（分娩手当相当給与）

第16条の5 非常勤職員のうち、職員給与規則第21条の10第1項に該当する者については、原則として、常勤職員に準じ、分娩手当に相当する給与を支給できるものとする。

（嘱託医手当相当給与）

第16条の6 医員及びレジデントのうち、職員給与規則第21条の11第1項に該当する者については、原則として、常勤職員に準じ、嘱託医手当に相当する給与を支給できるものとする。

（育児休業等にかかる給与）

第17条 国立大学法人東京医科歯科大学育児休業等規則（平成16年規則第33号。以下「育児休業等規則」という。）第3条及び第16条による育児休業等（以下「育児休業等」という。）をする非常勤職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、育児休業をしている日々雇用職員の勤勉手当相当給与は、常勤職員の例に準じて支給できるものとする。
- (3) 非常勤職員が育児部分休業（育児休業等規則第16条第1項に規定する育児部分休業をいう。）の承認を受けて労働しない場合には、その労働しない時間は給与を支給しない。
- (4) 非常勤職員は、育児休業等を理由として、不利益な取扱いを受けない。

（介護休業等にかかる給与）

第18条 国立大学法人東京医科歯科大学介護休業等規則（平成16年規則第34号）第4条及び第16条による介護休業等（以下「介護休業等」という。）をする非常勤職員の給与は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 非常勤職員が介護休業等の承認を受けて労働しない場合には、その労働しない時間は給与を支給しない。
- (2) 非常勤職員は、介護休業等を理由として、不利益な取扱いを受けない。

（給与の計算）

第19条 給与の計算期間は、支払月の前月の初日から末日までとし、給与等の支給日は、常勤職員に準ずる。

（給与の支払）

第20条 給与は、職員給与規則並びに国立大学法人東京医科歯科大学職員の給与の支払等に関する細則（平成16年4月1日制定）の例により支払う。ただし、給与の支給月

は給与の計算期間の属する月の翌月とする。

(この細則により難しい場合の措置)

第21条 特別な事情によりこの細則によることができない場合又はこの細則によることが著しく不相当であると認められる場合には、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第22条 この細則に定めるもののほか、非常勤職員の給与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行の日に労働する日々雇用職員のうち、施行日の前日又は前々日に東京医科歯科大学に労働していた日々雇用職員であった者で、その給与が文部科学省大臣官房人事課長に協議の上決定したものである場合の当該日々雇用職員の日給額については、第6条の規定にかかわらず、従前の例により算出した額とする。

附 則 (平成17年3月11日制定)

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月30日規則第24号)

この細則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日制定) (抄)

- 1 この細則等は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この細則等の施行に関し必要な事項は別に定める。
- 3 改正後の国立大学法人東京医科歯科大学非常勤職員の給与に関する細則第9条の規定の適用については、同条中「4号給(教育職員本給表(一)5級相当に採用される場合にあつては3号給)」とあるのは、平成18年度中にあつては「2号給(教育職員本給表(一)5級相当に採用される場合にあつては1号給)」とし、平成19年度から平成21年度までの間にあつては「3号給(教育職員本給表(一)5級相当に採用される場合にあつては2号給)」とする。

附 則 (平成19年3月6日制定) 抄

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
附 則 (平成20年3月28日制定)
この細則は、平成20年4月1日から施行する。
附 則 (平成20年6月26日制定)
この細則は、平成20年7月1日から施行する。
附 則 (平成20年9月24日制定)
この細則は、平成20年9月24日から施行する。
附 則 (平成21年3月31日制定)
この細則は、平成21年4月1日から施行する。
附 則 (平成21年6月26日制定)
この細則は、平成21年7月1日から施行する。
附 則 (平成22年3月23日制定)
この細則は、平成22年4月1日から施行する。
附 則 (平成23年3月31日制定)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月18日制定）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月17日制定）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月28日制定）

この細則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成24年6月28日制定）

この細則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成26年7月8日制定）

この細則は、平成26年7月8日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月31日制定）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月29日制定）

この細則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成27年12月1日制定）

この細則は、平成27年12月1日から施行し、平成27年10月13日から適用する。

附 則（平成28年3月31日制定）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月12日制定）

この細則は、平成28年12月12日から施行し、平成28年12月2日から適用する。

附 則（平成29年9月28日制定）

この細則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成29年12月27日制定）

この細則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年4月4日制定）

この細則は、平成30年4月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年9月26日制定）

この細則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年11月13日制定）

この細則は、平成30年11月13日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

附 則（平成31年4月5日制定）

この規則は、平成31年4月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年9月25日制定）

この細則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月4日制定）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月5日制定）

この細則は、令和2年3月5日から施行し、令和2年3月1日から適用する。

附 則（令和2年12月10日制定）

1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条第9項については、非常勤看護補助者、非常勤歯科補助者である者についてのみ、令和2年6月1日から適用する。

2 この細則が適用される日の前日から引き続き非常勤職員として在職する者にあつては、この細則が適用される前日に受けていた日給または時間給が改正後の細則により決

定する額を上回る場合は、その額をもって日給又は時間給とする。

3 国立大学法人東京医科歯科大学非常勤職員の給与の取扱い基準は廃止する。

附 則（令和3年1月30日制定）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月22日制定）

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年10月12日制定）

この細則は、令和3年10月12日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

附 則（令和3年12月4日制定）

この細則は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年9月2日制定）

この細則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年9月28日制定）

この細則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年10月28日制定）

この細則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年9月28日制定）

この細則は、令和5年10月1日から施行する。